

## 奈良県内学校園・保育所等による濃厚接触者の特定及び検査までの流れ

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う一時的な対応として、

- ◎保健所における濃厚接触者対応については、陽性者の家族および新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者施設等に注力して実施。
- ◎学校園・保育所等については、濃厚接触者の特定及び検査が必要な場合は、下記フローに沿って県にて対応。

学校園・保育所等の関係者(生徒、教員等)が医療機関を受診(又は濃厚接触者として検査)し陽性判明

①本人(陽性者)または保護者から所属先に連絡

②学校園・保育所等は、本人の発症日を確認 …参考2 学校園・保育所等において感染者が確認された場合における濃厚接触者の特定について

③発症の2日前から本人からの連絡までの期間に、学校園・保育所等施設の利用があるか確認

利用がある(施設内で接触者がいる)

利用がない→対応終了

④学校園・保育所等は、本人へ行動履歴や施設関係者との接触状況等の聞き取りを行い、濃厚接触者を特定、名簿等を作成。対象者には陽性者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機を要請(8日目に解除)。  
※陽性者の私的生活上における接触者は対象外

…参考1 集団検査\_書類一式  
参考2 対応マニュアル 2p  
濃厚接触者の定義

保健所等による濃厚接触者(候補者)の特定及び検査実施が必要

学校園・保育所等が検査を実施する場合  
検査キットを使用し陽性とでた場合は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」へ連絡し受診医療機関を調整してもらるかまたはかかりつけ医を受診し、再度検査を受けてください。

県立・市町村立の学校園及び奈良市・吉野保健所管内以外の私立の学校園、保育所等

奈良市・吉野保健所管内の私立の学校園、保育所等は、必要書類を準備の上、それぞれ管轄の保健所へ連絡

⑤学校園・保育所等は、上記④で準備した必要書類を「奈良県コロナ集団検査」アドレスへメール送付する。

⑥学校園・保育所等は各所管課担当者と濃厚接触者の対象範囲を調整

⑦学校園・保育所等は各所管課担当者と検体採取容器の受け取り先および検体の搬入先(保健所)・搬入時間を調整

⑤以降は必要時に県で対応

⑧学校園・保育所等で検体を採取し、保健所へ検体を搬入 …別紙1 唾液検体採取について  
別紙2 受検の際の注意事項

⑨検体及び名簿受け取り【保健所】

⑩学校園・保育所等の窓口担当者へ検査結果連絡。陽性者への連絡および発生届記載【保健所】

⑪学校園・保育所等から対象者へ検査結果を連絡 …別紙3 検査結果を伝える際の留意点

## 所管課・問合せ先等について

- ①県立・市町村立の幼稚園・小・中・高等・特別支援学校： 保健体育課 0742-27-9860  
②私立の幼稚園、小・中・高等学校： 教育振興課 0742-27-8919  
③保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設：  
奈良っ子はぐくみ課 0742-27-8604  
※②③の奈良市内の施設については、奈良市保健予防課 0742-93-8397  
※②③の吉野保健所管内の施設については、吉野保健所 0747-52-0551

< 必要書類送付先アドレス >

syudankensa@office.pref.nara.lg.jp

※メール表題 【〇〇学校 濃厚接触者】とする。

※送付書類 様式1 基本情報、 様式2 行動歴、配席図  
様式3 接触者リスト、 様式4 検査依頼用リスト

< 注意事項 >

- 各様式の記入例を十分にご確認の上、指定の書式で提出いただくようお願いします。  
特に様式4については、半角文字・スペースの使い方等、厳密なルールがあります。  
ルールに則った記載になっていないと、検査機関が検体を受入できない場合があります。
- 土日祝日は、必要書類のメール受付及び検体容器の受け取り（一部の所管課、保健所のみ）のみ対応しています**（検体の保健所への持ち込み除く）。
- 本対応窓口は、学校園・保育所等の施設内での濃厚接触者（無症状に限る）の特定及び検査に対応するものです。患者の家族等への検査については、保健所へご相談ください。また、有症状の方については、かかりつけの医療機関を受診してください。

< 検体の搬入について >

- 検体の搬入場所は、容器の受け取り場所とは関係なく、学校園・保育所等施設を**所管する保健所**です。
- 保健所への検体搬入は、13時（厳守）です。**
- 検体の搬入可能日は、月～土曜日。**日曜・祝日は不可。**
- 必ず、**搬入予定日前日中に調整が完了した「様式4 検査依頼用リスト」を提出してください。又、搬入当日13時までに、搬入する検体と完全に一致する「様式4 検査依頼用リスト」を提出してください。**

< 検体採取のための容器入手先 >

**※必ず事前に所管課にご相談ください。** 検査の混み具合等により、ご希望の場所で容器を受け取れない可能性があります。

- 教育委員会保健体育課及び県教育研究所（県立・市町村学校・園分のみ。平日のみ）  
○教育振興課（平日のみ）  
○奈良っ子はぐくみ課（平日・休日9:00～17:00）  
○県庁疾病対策課（平日・休日9:30～18:00）  
○奈良県精神保健福祉センター（平日のみ）  
○郡山保健所（平日・休日 管内の学校等のみ）  
○中和保健所（平日・休日 管内の学校等のみ）  
○吉野保健所（管内の学校等のみ。詳細は保健所へ相談）  
○奈良市保健所（管内の学校等のみ。詳細は保健所へ相談）